

**令和6年度実施
高等専門学校機関別認証評価
評価報告書**

旭川工業高等専門学校

令和7年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
基準3 学習環境及び学生支援等	8
基準4 財務基盤及び管理運営	11
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	14
基準6 準学士課程の学生の受入れ	18
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	20
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	22
<参 考>	26
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	28

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- (3) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- (4) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定）
10月～11月	現地訪問及びオンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
7年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 高等専門学校機関別認証評価委員会

勇 秀 憲	前 徳山工業高等専門学校長
角 田 範 義	前 豊橋技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問
京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
後 藤 美 香	東京科学大学教授
佐々木 健	東京大学名誉教授
◎田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
富 森 ゆみ子	泉南市教育委員会教育長
永 澤 茂	三条市立大学教授
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
○福 富 洋 志	大阪大学特任教授
牧 野 光 則	中央大学教授
宮 崎 和 光	大学改革支援・学位授与機構教授
村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	元 呉工業高等専門学校長
李 敏	大学改革支援・学位授与機構教授
渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長
和 田 安 弘	長岡技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

天 内 和 人	徳山工業高等専門学校嘱託教授・名誉教授
京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
久保田 崇	大島商船高等専門学校教授
佐々木 健	東京大学名誉教授
佐 藤 稔	茨城工業高等専門学校教授
高 野 邦 彦	東京都立産業技術高等専門学校教授
竹 茂 求	前 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
藤 尾 三紀夫	沼津工業高等専門学校教授
古 莊 雅 生	前 大島商船高等専門学校長
本 田 康 子	近畿大学工業高等専門学校准教授
松 下 英 次	長野工業高等専門学校教授
◎森 野 数 博	元 呉工業高等専門学校長
米 田 知 晃	福井工業高等専門学校教授
○渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

○神 林 克 明	公認会計士、税理士
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
峯 岸 秀 幸	公認会計士、税理士
◎村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和6年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書等も併せて公表し、書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

旭川工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1-1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 創造力及び実践力を育む教育方法の工夫として、3・4年次に全学科共通の必修科目として「創造演習Ⅰ・Ⅱ」（過去に開講していた「北海道ベースドラーニングⅠ・Ⅱ」の内容を発展させた授業科目）を開講しており、地域に関連したテーマを設定し、これまで学んできた知識とスキルを有機的に連携させ、実際の解決につながるプロトタイプを作成する授業を行っている。*
- 高専発！「Society5.0型未来技術人財」育成事業COMPASS5.0におけるAI・数理データサイエンス分野の拠点校としてカリキュラム設計を行い、開発した教材を用いて教育を行った結果、「北海道起業家甲子園2023」最優秀賞を受賞するなど、多くの成果を上げている。また、全国高専にそれらの開発教材を提供し、AI・数理データサイエンス分野の教育促進を図るとともに、半導体分野のブロック拠点校としても当該分野の人材育成に資する教育を実施しており、「北海道地区4高専半導体人材育成連携推進室」の設置を主導している。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 前回の機関別認証評価において指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程では、追試験・再試験において本試験と同じ問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で、成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」について、改善の取組が十分とはいえない。*（観点1-1-④）
- 成績確認の際に使用する成績評価確認表の入力内容に不適切な点が見られるなど、成績評価に対して、組織的なチェック体制が機能していない。*（観点5-3-①）
- 「旭川工業高等専門学校教務規則」第6条及び「旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」第4条に規定される「その他の試験」に含まれる試験、試験の実施方法、成績評価方法が明確に定められていない。*（観点5-3-①、観点8-1-⑤）
- 卒業の再認定の成績評価方法について、明確に定められていない。*（観点5-3-①）

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点

1-1 【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点

1-1-① 【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

1-1-② 【重点評価項目】

内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

1-1-③ 【重点評価項目】

学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

1-1-④ 【重点評価項目】

自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

（準学士課程）

1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

（専攻科課程）

1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1-1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1-1

当校では、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」を定め、自己点検・評価の実施体制として点検評価改善委員会を設置している。

「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間について、自己点検・評価が実施されておらず、この間における自己点検・評価の体制等は確認できないものの、令和 4 年度以降は、内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。*定期的に自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検・評価報告書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施している。

「旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規程」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応しているものの、「準学士課程では、追試験・再試験において本試験と同じ問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で、成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」に関する取組が十分に改善されているとはいえない。*

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1-1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1－2

<準学士課程>

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

<専攻科課程>

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点 1－3

三つの方針について、社会の状況等を把握し、教務委員会で見直しを行う体制を整備している。*

令和6年度に三つの方針について見直しを行い、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）と教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を改定している。*

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 前回の機関別認証評価において指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程では、追試験・再試験において本試験と同じ問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で、成績評価が必ずしも適切に実施されていない」について、改善の取組が十分とはいえない。*（観点1－1－④）

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点2-1

準学士課程には、機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科を

設置している。学科の構成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、生産システム工学専攻、応用化学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生委員会、入学試験に関する事項を審議するために入学者選抜委員会を設置し、必要な活動を行っている。なお、専攻科に関する事項については、本科と同じ委員会で必要な活動を行っている。*

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2-2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置するとともに、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。*

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについて、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように教員の公募を行う際には教員の年齢構成に配慮するとともに、教育経歴、男女比を配慮している。

また、教員に対して、公募制の導入、校長裁量経費等の予算配分、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。*

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2-3

教員（非常勤教員を除く。）については、「旭川工業高等専門学校教員評価基本方針」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。ただし、教員（非常勤教員を除く。）に対して、定期的な評価が実施されているものの、授業や課外活動等の教育上の能力や活動実績について、適切な評価が行われていない。*

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、研究費配分における措置を行っている。*

非常勤教員については、全教員に対する「学生による授業評価」アンケートを行うことで評価に代えている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「旭川工業高等専門学校教員採用基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を確認している。*また、教育上の能力を確認するために模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「旭川工業高等専門学校昇任基準」に定められた判断方法により、学位、教育経歴、研究経歴、校務歴、社会貢献・国際貢献歴、人物等を確認している。*

非常勤教員については、「旭川工業高等専門学校教員選考規則」を定め、採用している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

評価の視点 2-4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制としてFD・SD推進室を設置しており、定期的にFDを実施している。

令和5年度においては、教員相互の授業参観、FD講演会「達成度の評価を考える」、FD勉強会「達成度評価に関する具体的な取り組みについて」、PBL授業に関するFD講演会、学生情報共有の意義・必要性に関するFD講演会、授業コンサルテーション等を実施している。*

FDの結果、授業内容の改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結びついている。*

教育支援者（事務職員、技術職員等）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和5年度においては、長岡技術科学大学が主催する長岡技術科学大学・国立高等専門学校図書館情報交換会に事務職員を参加させており、令和6年度には、国立高等専門学校機構本部が主催する学務担当者向けオンデマンド研修に事務職員を参加させている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和5年度に、技術創造部技術職員研修を行っているほか、北海道大学が主催する令和5年度北海道大学・旭川工業高等専門学校技術職員相互交流研修やIT人材育成研修会に技術職員を参加させている。*

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員（非常勤教員を除く。）に対して、定期的に評価が実施されているものの、授業や課外活動等の教育上の能力や活動実績について、適切な評価が行われていない。*（観点2-3-①）

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

- 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。
- 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点

- 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。
- 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
- 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
- 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。
- 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
- 3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
- 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設を設けている。

これらの施設等については、「旭川工業高等専門学校安全衛生委員会規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、安全管理マニュアルを策定し、安全衛生に係る点検、講習会、授業内でのガイダンスを実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」に基づき整備しており、把握した結果、ラーニングコモンズの再開等の改善を図っている。

ICT環境が、「旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生に対しては授業科目「情報・数理基礎」の中で情報セキュリティについて指導を行い、教職員については情報セキュリティ e-learning を実施している。*

ICT環境については、アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」に基づき整備しており、把握した結果、学内ネットワーク制限の緩和等の改善を行っている。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 113,879 冊（うち、外国書 11,421 冊）、学術雑誌 2,891 種（うち、外国書 2,519 種）、電子ジャーナル 2,376 種（うち、外国書 2,376 種）、視聴覚資料 1,605 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、新入生図書館オリエンテーション、定期試験及び中間試験期間中（試験 1 週間前を含む）の土曜日開館、ブックハンティング、図書館フェアを行っている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生、社会人学生に対して、実施している。*

実習工場の利用については、授業の初回でガイダンスを行っている。*

図書館の利用については、新入生図書館オリエンテーションを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任（又は指導教員）による学習支援体制、オフィスアワー、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制、スタディサプリの活用、ピアサポート体制、アカデミックアドバイザー制度、明誠寮学習会等の相談・支援体制を整備している。令和 5 年度においては、TOEIC IP テスト（第 1 回・第 2 回）の受験申込者は 38 名、ピアサポートではサポーターの参加が延べ 122 名、サポートを受ける学生の参加は延べ 55 名となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、学生との懇談会、意見投書箱の設置を実施している。

これらの取組のうち、令和 4 年度及び令和 5 年度に、級長と各主事との懇談会を実施し、把握されたニーズを基に、エアコンの設定温度の制限を変更するなど、修学環境の改善を図っている。*

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生には、指導教員による学習支援、チューターの配置、留学生用の科目の配置、編入学生には、定期的な面談の実施、入学前の学習指導、必要に応じての入学後の補講等の実施、障害のある学生には、個別面談の実施等を行うなど、必要に応じた支援を行っている。*

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備し

ている。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、医務室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内、スクールソーシャルワーカー等を整備し、学生相談等を実施している。

「旭川工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。

健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度、実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、緊急時の貸与制度を整備し、授業料の減免等を実施している。*

就職や進学等については、学生総合支援センターによる進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、キャリア形成室の設置、仕事研究セミナー、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会、外国留学に関する手続きの支援、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。*

また、新入生研修等で、OB・OGの講演会を実施している。*

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生委員会による支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、部長及び顧問教員の配置、設備の整備等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として食堂、補食室、浴室、洗濯室、談話室、多目的ルーム、ラウンジ等を整備するとともに、勉学の場を整備している。*

寮生活のしおりにより、食事、入浴、学習時間、消灯時間が定められている。また、学習時間帯は原則自室で学習することが義務付けられている。低学年（1・2年生）を対象として学習会を実施しており、寮生の学業成績の向上を図っている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点

- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。*

また、固定負債は、全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金の債務はない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点4-2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営会議等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和5年度においては、運営会議を16回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

研究活動に関する目的、基本方針、目標等として、「旭川工業高等専門学校における研究活動に関する方針」を定めている。

研究活動等について、問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を「旭川工業高等専門学校テクノセンター運営規則」に基づき整備している。

地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等として、「旭川工業高等専門学校における地域連携に関する方針」を定めている。

地域貢献活動等について、問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を「旭川工業高等専門学校テクノセンター運営規則」に基づき整備している。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「旭川工業高等専門学校危機管理規則」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき毎年度、防火訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費説明会を行っている。令和元年度から令和5年度の外部資金の受入実績は、5年間の合計で、科研費111,150千円、受託研究14,705千円、共同研究84,287千円、受託試験61,961千円、奨学寄附金82,781千円となっている。*

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」及び「旭川工業高等専門学校公的研究費等取扱要項」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

学校が設定した研究活動の目的等を達成するため、テクノセンターを整備している。この体制の下、研究活動を支援するため、特任コーディネータを配置し、企業のニーズ調査を行い、企業のニーズに応じた技術相談とこれを起点とした共同研究を推進している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、北海道内の大学・高専や自治体、民間企業等と協定を締結、道内外の企業等とは旭川工業高等専門学校産業技術振興会を組織しているほか、旭川市の産学官金と繋がりのある人物を特任コーディネータに迎え、共同研究や地域課題に関連した課題解決型授業である「北海道共創ラーニング」への取組等を行っている。

地域貢献活動等の目的等に照らして策定した計画の下、公開講座や出前講座に加え、旭川市と連携し、小中学生向けICT関連講座「KOSEN Labo」等の活動を実施している。また、北海道地域の小中学生を対象にしたJSTの次世代人材育成事業「北海道ジュニアドクター育成塾」やSTEAM教育、「まちなかキャンパス」等を実施している。

令和5年度は公開講座18件、出前講座19件、KOSEN Labo10件等を実施している。*

参加者の満足度等については、令和5年度に実施した公開講座、出前講座、KOSEN Laboアンケートにおいて、「満足している」と回答した者の割合は98.3%となっている。*

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を「旭川工業高等専門学校FD・SD推進室運営規則」に基づき、組織的に行っている。令和5年度においては、SD研修会を3回実施している。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する校長・事務部長研修会や学生主事・寮務主事研修等に参加させている。*

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点4-3

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 研究活動を積極的に推進し、平成26～30年度の5年間で151,902千円であった外部資金の受入れ額が令和元年～5年度の5年間で457,726千円と約3.0倍に増加している。*
- 公開講座や出前講座に加え、北海道内の小中学生を対象にした次世代人材育成事業「北海道ジュニアドクター育成塾」やSTEAM教育、ICT関連講座「KOSEN Labo」や「まちなかキャンパス」等地域との連携活動を精力的に行っており、参加者の満足度も高い。*

<p>基準5 準学士課程の教育課程・教育方法</p>
<p>評価の視点</p> <p>5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p> <p>5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>
<p>観点</p> <p>5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。</p> <p>5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。</p> <p>5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。</p> <p>5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p>5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。</p>

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5-1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた科目系統図により教育課程の体系を明確化しており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置としている。

進級に関する規程として、「旭川工業高等専門学校教務規則」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮するため、以下の取組を行っている。*

- ・インターンシップによる単位認定
- ・専攻科課程教育との連携
- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
- ・資格取得に関する教育
- ・他の高等教育機関との単位互換制度
- ・個別の授業科目内での工夫
- ・最先端の技術に関する教育

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱っている。*
創造力を育む教育方法の工夫として、3年次に全学科共通の必修科目として「創造演習Ⅰ」（令和5年度まで4年生を対象として開講していた「北海道ベースドラニングⅠ」の内容を発展させた授業科目）を開講しており、学生自らが取り組む地域に関連したテーマを設定し、そのテーマにこれまで学んだ知識とスキルを使い、課題解決のために各学科の学生が配置されたグループで取り組むことによって、これまで学んできた知識とスキルを有機的に連携させる授業を行っており、起業家マインドの醸成も行っている。*
また、高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業 COMPASS5.0 におけるAI・数理データサイエンス分野の拠点校として当該分野の人材育成のためのカリキュラム設計及び教材の開発を行い、全国高専に開発教材を提供しAI・数理データサイエンス分野の教育促進を図るとともに、半導体分野のブロック拠点校として当該分野の人材育成に資する教育を実施しており、「北海道地区4高専半導体人材育成連携推進室」の設置を主導している。

実践力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科共通の必修科目として「創造演習Ⅱ」（令和6年度まで5年生を対象として開講していた「北海道ベースドラニングⅡ」の内容を発展させた授業科目）を開講しており、「創造演習Ⅰ」で形成されたグループにおいて、「創造演習Ⅰ」で明確にした取り組むべき課題について、実際の解決につながるプロトタイプを作成し、作成したプロトタイプとその効果について発表することで、学生が実践力を発揮できる授業を行っている。*

「創造演習Ⅰ・Ⅱ」は開始したばかりのため実績はないが、前身である「北海道ベースドラニングⅠ・Ⅱ」では取り組んだ課題を基にした活動により、コンテスト等での受賞や開発した装置を基に起業するなどの成果を上げている。

国際対応力を育む教育上の工夫として、「英語オーラルコミュニケーション」や「英語コミュニケーションⅢ」を開講しており、英語でのプレゼンテーション等を授業の中に取り入れている。また、国際交流派遣事業として「大韓民国・水原ハイテク高校「相互交流プログラム（派遣）」や「フィリピン・セブ島語学文化体験研修」等の研修を実施し、学生を国外の高等教育機関等に派遣しているほか、帰国後は報告会を開催し、交流内容を全学生に還元している。*

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5-2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械システム工学科については、講義70.6%、演習12.2%、実験・実習17.3%、電気情報工学科については、講義75.5%、演習7.5%、実験・実習17.0%、システム制御情報学科については、講義76.8%、演習9.3%、実験・実習13.9%、物質化学工学科については、講義75.8%、演習4.8%、実験・実習19.3%となっている。*

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィ

ールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、一般科目と専門科目との連携を行っている。

シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、第4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員は、初回の授業でシラバスを説明するなど活用しており、また、教員のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握している。

学生のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握している。

履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を45分で運用としている。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、学則等で授業時間が定められ、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底、事後展開学習の徹底を行っている。*

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点5-3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「旭川工業高等専門学校教務規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を、アンケートにより把握している。

ただし、学修単位科目のシラバスに、授業外学習の内容について、適切に記載されていないものがある。*
また、授業外学習の実施について、学校の把握が十分ではない。*

追試験の成績評価の方法として「旭川工業高等専門学校教務規則」を定めているものの、第6条に規定される「その他の試験」に含まれる試験、試験の実施方法、成績評価方法が明確に定められておらず、卒業の再認定の成績評価方法についても、明確に定められていない。*また、一部の授業科目において、再試験と追試験の違いが教員に十分に認識されていない。*

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。*

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年度にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っているものの、成績確認の際に使用する成績評価確認表の入力内容に不適切な点が見られるなど、成績評価に対して、組織的なチェック体制が機能していない。*なかでも、一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されていないこと、本試験、追試験及び再試験において同一の試験問題が出題されていないこと、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていること、課題について適切な評価が行われていることに関するチェックの取組、並びに学生への答案の返却の取組は十分とはいえない。*

学則に修業年限を5年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準を学則に定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 創造力及び実践力を育む教育方法の工夫として、3・4年次に全学科共通の必修科目として「創造演習Ⅰ・Ⅱ」（過去に開講していた「北海道ベースドラーニングⅠ・Ⅱ」の内容を発展させた授業科目）を開講しており、地域に関連したテーマを設定し、これまで学んできた知識とスキルを有機的に連携させ、実際の解決につながるプロトタイプを作成する授業を行っている。*
- 高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業 COMPASS5.0 におけるAI・数理データサイエンス分野の拠点校としてカリキュラム設計を行い、開発した教材を用いて教育を行った結果、「北海道起業家甲子園2023」最優秀賞を受賞するなど、多くの成果を上げている。また、全国高専にそれらの開発教材を提供し、AI・数理データサイエンス分野の教育促進を図るとともに、半導体分野のブロック拠点校としても当該分野の人材育成に資する教育を実施しており、「北海道地区4高専半導体人材育成連携推進室」の設置を主導している。

【改善を要する点】

- 学修単位科目のシラバスに、授業外学習の内容について、適切に記載されていないものがある。また、授業外学習の実施について、学校の把握が十分ではない。*（観点5-3-①）
- 「旭川工業高等専門学校教務規則」第6条に規定される「その他の試験」に含まれる試験、試験の実施方法、成績評価方法が明確に定められていない。*（観点5-3-①）
- 卒業の再認定の成績評価方法について、明確に定められていない。*（観点5-3-①）
- 成績確認の際に使用する成績評価確認表の入力内容に不適切な点が見られるなど、成績評価に対して、組織的なチェック体制が機能していない。*（観点5-3-①）
- 一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。また、本試験、追試験及び再試験においても同一の試験問題が出題されている。*（観点5-3-①）
- 一部の授業科目において、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていない。*（観点5-3-①）
- 一部の授業科目において、履修者全員の課題に同一の評価がなされており、妥当な評価が行われていることが確認できない。*（観点5-3-①）
- 一部の授業科目において、学生に答案が返却されていない。*（観点5-3-①）

基準6 準学士課程の学生の受入れ
<p>評価の視点</p> <p>6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>
<p>観点</p> <p>6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p> <p>6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、面接、個人調査書を総合して、学力検査による選抜（一般学力選抜、北海道内4高専の複数校志望受験制度による選抜）においては、学力検査、個人調査書、入学意志確認書を総合して、学力検査による選抜（帰国生特別選抜）においては、学力検査、個人調査書（成績証明書）、作文、面接を総合して、編入学者の選抜においては、学力検査（口頭試問）、調査書を総合して合否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、入学者の傾向を踏まえ、中学3年生までを意識した入試広報の実施や保護者向けのPR活動の実施等の改善を行っている。*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会を整備している。

当校における令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となって

いると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点
7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）**評価の視点7-1**

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「旭川工業高等専門学校運営会議規則」、「旭川工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則」、「旭川工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生に対しては卒業生・修了生満足度調査を、卒業生に対しては卒業生・修了生アンケートを、就職先に対しては就職先アンケートを実施することにより把握し、評価を実施している。

当校における令和元年度から令和5年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は99.7%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は99.3%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となって

いる。

基準8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点8-1

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、生産システム工学専攻については、講義 65.9%、演習 9.1%、実験・実習 25.0%、応用化学専攻については、講義 66.7%、演習 7.1%、実験・実習 26.2%となっている。*

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、一般科目と専門科目との連携を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「旭川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。*

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

ただし、学修単位科目のシラバスに、授業外学習の内容について、適切に記載されていないものがある。*
また、授業外学習の実施について、学校の把握が十分ではない。*

追試験の成績評価の方法として「旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」を定めているものの、第4条に規定される「その他の試験」に含まれる試験、試験の実施方法、成績評価方法が明確に定められていない。*

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。*

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範答案や採点基準の提示、複数年度にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。*

学則に修業年限を2年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準を学則及び「旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」に定め、学生に周知し、修了認定を行っている。*

修了認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行

われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点 8-2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、推薦書、自己推薦書、調査書を総合して、学力検査による選抜においては、学力検査、自己推薦書、調査書を総合して、社会人特別選抜においては、小論文、面接、調査書を総合して、外国人留学生特別選抜においては、推薦書、成績証明書、入学志願者自己調書、日本語による小論文検査（基礎学力を問う問題）、日本語による面接を総合して可否を判定している。*

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、令和7年度の専攻科入学者選抜より、入学定員に対する入学者数の改善を目的として、学力選抜の後期日程を廃止するなどの改善を行っている。*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会を整備している。

当校における令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、生産システム工学専攻については1.71倍、応用化学専攻については、1.95倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、学力検査による選抜における「後期日程」の廃止の取組が行われている。また、教室利用や指導教員数に関しては現状においても不足しておらず、実験の遂行にあたってグループ編成を工夫して少人数での実施を可能とするといった工夫を行うことにより、教育・研究設備や研究指導に支障は生じていない。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況は適正であると判断する。

評価の視点 8-3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「旭川工業高等専門学校運営会議規則」、「旭川工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則」、「旭川工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生に対しては卒業生・修了生満足度調査を、修了生に対しては卒業生・修了生アンケートを、就職先に対しては就職先アンケートを実施することにより把握し、評価を実施している。

当校における令和元年度から令和5年度の5年間の就職率（就職者数/就職希望者数）は98.6%と極めて高くなっており、進学率（進学者数/進学希望者数）は100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、令和

元年度から令和5年度の5年間の修了生の学位取得率の平均は100%であり、学位取得者数は132人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

【改善を要する点】

- 学修単位科目のシラバスに、授業外学習の内容について、適切に記載されていないものがある。また、授業外学習の実施について、学校の把握が十分ではない。*（観点8-1-⑤）
- 「旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」第4条に規定される「その他の試験」に含まれる試験、試験の実施方法、成績評価方法が明確に定められていない。*（観点8-1-⑤）

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名 旭川工業高等専門学校

(2) 所在地 北海道旭川市春光台2条2丁目1番6号

(3) 学科等の構成

準学士課程： 機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科

専攻科課程： 生産システム工学専攻、応用化学専攻

(4) 認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻、応用化学専攻）

(5) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数：767人

教員数：基幹（専任）教員59人

助手数：0人

2 特徴

(1) 沿革

旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和37年4月、国立高等専門学校の1期校として機械工学科2学級、電気工学科1学級で創設され、昭和41年度に工業化学科1学級を増設した。昭和63年度には機械工学科を機械工学科と制御情報工学科に分離改組し、4学科構成となった。平成10年度には工業化学科を物質化学工学科に改組、平成15年度には電気工学科を電気情報工学科に、翌平成16年度には機械工学科を機械システム工学科にそれぞれ名称変更した。さらに平成23年度には制御情報工学科をシステム制御情報工学科に名称変更し、現在の4学科体制となっている。

一方、平成11年度には、工学に関する知識・技術をより広くかつ深く教授するために、専攻科が設置された。専攻科は生産システム工学専攻と応用化学専攻の2専攻から構成され、前者は準学士課程の機械システム工学科、電気情報工学科及びシステム制御情報工学科を基盤とした複合型専攻であり、後者は物質化学工学科を基盤とした単独専攻である。平成27年度には、特例適用専攻科の認定も受け、大学の学部に相当する水準の授業科目を開設していることが認められている。

(2) 本校の教育理念・教育目標・校訓

本校の教育理念

国際的視野を持ち社会に資する人間性に富んだ高度で実践的な技術者を育成する。

本校の教育目標

本科

①一般教養及び科学技術の基礎知識と工学の専門知識を備えた教養豊かな人材を育成する。

②社会の課題に対応できるように協働性を持って自主的に行動できる能力を備えた実践的な人材を育成する。

③国際的適応力と英語力を持ちグローバルに活躍する能力を備えた人材を育成する。

④広い視点からの思考力と創造性を持ち、自立して行動できる人材を育成する。

⑤健全な心身と将来的視野を備え、豊かな人間性を持った人材を育成する。

専攻科

社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における5年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授する。

本校の校訓

「明朗誠実 自主創造」 (平成24年11月16日制定)

平成24年度に創立50周年を迎えたことを機に、栄えある歴史と伝統を継承しつつ、さらに新しい未来に力強く踏み出すことを誓い校訓を制定した。「明朗誠実」は、本校開校以来の精神的バックボーンであり、「自主創造」は、制定当時の本校教育目標の「自主的に思考し、学習し、行動する」と「豊かな創造力を養う」に由来し、現在の教育目標にもその精神を継承している。

(3) 教育

本科・専攻科を通して実験・実習を重視した体験学習による創造力と行動力の育成は、本校の教育の大きな柱であり、加えて、本校の教育の特徴として、各種プロジェクトと連携した教育が実施されている。本校は数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定校であり、高専発！「Society5.0型未来技術人財育成事業」COMPASS 5.0 AI・数理・データサイエンス分野拠点校としてAIや数理・データサイエンス分野の教育を積極的に実施している。また、同COMPASS 5.0 サイバーセキュリティ分野実践校や同COMPASS 5.0 半導体分野のブロック拠点校として教育活動にも力を入れている。令和5年度より、アントレプレナーシップ教育の一環として全学科横断での必修科目である課題解決型授業(PBL)「創造演習Ⅰ・Ⅱ」を開講した。地域社会と連携したPBLを通じて創造力と実践力を育み、起業マインドを醸成している。これらのPBLを含めた教育パッケージはJST次世代人材育成事業「北海道ジュニアドクター育成塾」として地域にも還元されており、北海道全域の小中学生のSTEAM教育に貢献している。さらに、国際交流推進事業としては、旭川市の姉妹都市である韓国・水原(スウォン)ハイテク高等学校との学生相互交流をはじめ、タイやフランス、シンガポール等と実施している。派遣の際には学生が海外生活を通して貴重な経験を得ており、また受入の際には多くの学生が国際交流の機会に触れ、国際的視野を持った実践的技術者の育成に繋がっている。

ii 目的(対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載)

1 旭川工業高等専門学校の教育理念

将来性のある人間性豊かな実践的研究開発型技術者を養成する。

2 旭川工業高等専門学校の目的

【準学士課程】

旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、かつ、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第1条)

【専攻科課程】

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より深く高度な工業に関する専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第 41 条)

3 旭川工業高等専門学校の教育目標

本校の教育理念および目的に基づき、教育目標を、準学士課程と専攻科課程について、それぞれ以下のように定めている。

【準学士課程】

- ① 一般教養及び科学技術の基礎知識と工学の専門知識を備えた教養豊かな人材を育成する。
- ② 社会の課題に対応できるように協働性を持って自主的に行動できる能力を備えた実践的な人材を育成する。
- ③ 国際的適応力と英語力を持ちグローバルに活躍する能力を備えた人材を育成する。
- ④ 広い視点からの思考力と創造性を持ち、自立して行動できる人材を育成する。
- ⑤ 健全な心身と将来的視野を備え、豊かな人間性を持った人材を育成する。

【専攻科課程】

社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における 5 年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授する。

4 旭川工業高等専門学校の学科・専攻ごとの教育上の目的

各専門学科および各専攻における教育上の目的が、以下のように学則に定められている。なお、各専門学科、人文理数総合科並びに各専攻の具体的な教育目標については、基準 1 で述べる。

【準学士課程】

① 機械システム工学科

機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、それぞれの技術要素を有機的に構成し、新たな社会構築に役立つシステムを創造していく能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

② 電気情報工学科

電気・電子工学及び情報工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、創造力、柔軟な思考力、情報化社会におけるモラル及びコミュニケーション能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

③ システム制御情報工学科

情報技術、機械工学及び電気・電子工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、それぞれの専門分野の技術が融合されたシステムの技術に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

④ 物質化学工学科

化学及び生物分野に関する基礎的・専門的知識を身に付け、科学技術が自然環境に与える影響を自覚して社会全体の諸問題に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第7条の2)

【専攻科課程】

① 生産システム工学専攻

メカトロニクス，エレクトロニクス，コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる，創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

② 応用化学専攻

化学・バイオ関連産業における製品・技術の開発及びこれに伴う環境への配慮に柔軟に対応できる，創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第42条の2)